

報告第1号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月26日提出

加東市長 岩 根 正

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第2号	令和8年1月26日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第 2 号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 26 日

加東市長 岩 根 正

- 1 損害賠償の相手方 加東市下久米 1 0 4 4 番地
ヨリフジ建設株式会社
- 2 和解事項 市は、相手方車両の時価額及びレッカー費用の 5 割を支払う。
- 3 損害賠償の額 1 5 8, 5 2 4 円
- 4 事故の概要
 - (1) 事故発生日時 令和 7 年 8 月 2 2 日 午前 9 時 2 0 分頃
 - (2) 事故発生場所 加東市下久米 1 2 2 7 番 6 6 7（市道依藤野生涯センター線）
 - (3) 事故の内容 市職員がじん芥収集車（公用車）で燃えるごみの収集運搬業務中において、市道（有効幅員 3.2 m）を走行中、前方から対向車両の接近を認めたため、双方の車両は停止しようとしたが間に合わず、正面衝突したものである。この事故により、相手方車両は、フロントパネルの凹み、フロント右側ピラーの歪み、ヘッドライトと前部バンパーが破損し、公用車は、フロントガラスのひび割れとフロントパネルの凹み、前部バンパーが破損した。